

## 大阪体育学会 名誉会員の推薦に関する内規

- 1 会則第 6 条 2 に基づき、名誉会員の推薦に関する内規を設ける。
- 2 名誉会員は会費を免除され、会員に準ずる権利を有するが、会長、副会長、理事の被選挙権及び選挙権は有しない（会則第 11 条、役員選出方法に関する規程 5）。
- 3 理事会は、年齢 70 歳以上で、かつ会員歴 30 年以上の会員の内、特に学会に対して貢献のあった会員を名誉会員として総会に推薦する。なお、役員の任期中に名誉会員になることはできない（会則第 16 条）。
- 4 学会への貢献度は、
  - 1) 学術的貢献（体育学に関する著書、論文、学会発表）
  - 2) 学会運営に対する貢献（会長、副会長、領域別研究会役員等）等によって評価する。
- 5 会員以外で特に本学会に貢献のあった者については、別に審議する。
- 6 理事会は、年度ごとに名誉会員候補者リストを作成する。
- 7 理事会は、名誉会員候補者を審議し、本人の承諾を得た上で、総会に提案する。総会で承認が得られたら、その次年度から名誉会員となるものとする。

附則 平成 23 年 12 月 17 日 理事会承認